

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人佐伯千仞、同大野正男、同小島成一、同石川元也、同小林勤武、同鏑木圭介、同三上孝孜の上告趣意第一は、公共企業体等労働関係法一七条一項は憲法二八条、三一条に違反するというが、最高裁昭和四四年（あ）第二五七一号同五二年五月四日大法廷判決に徴すると、所論は理由のないことが明らかである。同第二のうち、憲法二八条違反をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第三及び第四は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第五のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余の点は、単なる法令違反の主張であつて、いずれも、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五二年一〇月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨